

食安検発0520第1号  
平成22年5月20日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長  
(公印省略)

食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託の指示について(農産食品及び畜水産食品の残留農薬、畜水産食品の抗菌性物質、添加物及び器具・容器包装の成分規格等、畜水産食品のPCB)

標記については、平成16年12月2日付け食安発第1202003号(最終改正平成20年12月26日)「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」(以下「部長通知」という。)により通知したところです。

今般、平成22年3月30日付け食安検発0330第1号「平成22年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」の記3(3)にて別途指示するとしている外部委託検査については、横浜及び神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにおけるモニタリング検査の実施が困難な項目に係る検査のうち、試験に関する事務の一部を部長通知の別添の1(2)に基づき登録検査機関に委託することとしたので、下記に留意の上、その実施に当たられるようお願いいたします。

#### 記

1. 登録検査機関に委託を行うための検査件数等については、当室より別途指示する。
2. 上記1.において検体数の割り振りがあった検疫所のうち、登録検査機関と委託契約を行う検疫所については、当室より別途指示する。
3. 部長通知の別添の3(1)に関連し、地方厚生局における適合命令等の発出及びその改善確認の状況については、必要に応じ別途情報提供する。